

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年9月8日まで縦覧に供する。

平成26年7月29日

香川県知事 浜田惠造

1 申請のあった年月日

平成26年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人手と手と手

大西功

高松市鬼無町藤井296番地3

3 定款に記載された目的

この法人は、児童及びその家族に対して、子どもの健全育成と子育て支援に関する支援を行い、地域の社会福祉に寄与する事を目的とする。